

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 1年につき1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しない形態の部分休業の請求に関し必要な事項等を定めることにしました。
- 2 部分休業の取得時間帯の制限を廃止することにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、令和7年10月1日より施行することにしました。

(総務局人事部人事課)